

令和6年度三川町骨髄移植ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、三川町骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、骨髄等の提供が完了した者で、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 骨髄等の提供が完了した日（以下「骨髄等提供日」という。）に町内に住所を有している者
- (2) 他の法令等によりこの助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていない者
- (3) 骨髄等の提供を行うための休暇制度が導入されていない事業所又は事務所等に勤務する者
- (4) 町税の滞納がない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医学的処置によって生じた健康被害に係る医学的処置、手術及びその他の治療のための通院、入院又は医師等との面接を除く。以下「通院等」という。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に必要な通院等であって骨髄バンク又は医療機関が必要と認めるもの

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三川町骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類（証明書）
- (2) 申請者が骨髄等提供日に医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は加入者若しくは被扶養者であったことを証する書類（医療保険証の写し）

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに必要な審査を行い、助成金の交付を決定したときは、三川町骨髄移植ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知することとする。

2 町長は前項の規定により審査した結果、助成金を交付しないことを決定したときは三川町骨髄移植ドナー助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知することとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な行為によって、この要綱による助成金の交付を受けたと認められるときは、助成金の交付決定を取り消し、当該交付を受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。